

施術師 各位

静岡県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療療養費「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ」支給申請について

日ごろ、当広域連合の給付業務について、御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、はり、きゅう及びあん摩・マッサージ施術に係わる療養費支給申請につきまして、12月の提出期限について下記1のとおりとさせていただきます。また、療養費支給の適正化を確保するため、下記の点について特に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 各市町担当課への12月提出期限について

各市町担当課への12月提出につきましては、通常20日を期限としておりますところ、支給決定のための審査期間が年末年始の閉庁日と重なるため、1月末支払を希望される場合は、提出期限を平成27年12月16日とさせていただきます。

なお、市町によっては16日より前に提出期限を設定している場合がありますので、あらかじめ提出先に御確認いただきますようお願いいたします。なお、提出が12月16日を過ぎた場合は、1月提出分とあわせ、翌々月末（2月末）の支払いとなります。御了承ください。

2. 申請書に関する留意事項

申請用件を満たしてない場合は不備とみなし、返戻対象とさせていただきます。

(1) 往療の必要性について

往療料は、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できる、とされています。具体的には、疾病や負傷のため自宅で静養している場合等、例えば、循環器系疾患のため在宅療養中で医師の指示等により外出等が制限されている場合に認められます。しかしながら、被保険者のなかには歩行は可能であっても自力通院のための手段がなかったり、施術所に赴くことが面倒である等の自己都合によるものであったりと、往療の必要性が疑わしいケースが見受けられます。往療の必要性について今一度医師へご確認いただきますようお願いいたします。

(2) 振込先口座名義の記載について

金融機関に登録してある口座名義カナを必ず記入し、代理人名は口座名義と同一の表記で記載願います。

(3) 療養に要した費用の額を証する書類（施術料の領収書）の原本を必ず添付願います。

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則等により、療養費支給申請には費用の額を証する書類（施術料の領収書）を添付して申請することとされております。

3. その他

- ・申請欄及び委任欄は、被保険者が内容（実日数、施術日、一部負担額等）を確認したうえで、署名捺印するものです。施術者は申請書の内容を被保険者に分かりやすいように説明願います。
- ・被保険者が「はり、きゅう及びあん摩・マッサージ」の施術を受けた場合、該当月ごとに、施術所名、施術費及び施術回数を記載した「医療費通知」を、被保険者あてに送付しております。